

明 星 同 憲 会 会 則

第一章 総 則

第1条 本会は明星同憲会と称し、事務所を東京都府中市栄町1丁目1番地、学校法人明星学苑（以下「学苑」と記す）内におく。

第2条 本会は会員相互の親睦を深め、学苑の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会はその目的達成のために次のことを行う。

- (1) 会員名簿の管理、および会報の発行
- (2) 奨学金・クラブ活動助成金給付などの在校生支援
- (3) その他必要な事業

第二章 会 員 お よ び 組 織

第4条 本会は、明星実務学校、明星小学校、明星中学校、明星高等学校卒業生をもって構成する。

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 明星実務学校、明星小学校、明星中学校、明星高等学校卒業生を正会員とする。ただし、中途で転退学した者が入会を希望する場合は理事会の承認を得、これを正会員とすることができる。
- (2) 名誉会員 本会と特別な関係がある者、および学苑功労者などにつき本会が推薦した者。

第6条 本会に支部をおくことができる。

2 支部に関する事項は別に定める。

第三章 名誉会長 お よ び 名誉顧問

第7条 本会に名誉会長および名誉顧問をおく。

- 2 名誉会長には、学校法人明星学苑理事長を推戴する。
- 3 名誉顧問として明星小学校長、明星中学校・高等学校長を推戴する。
- 4 名誉会長および名誉顧問は、総会、評議員会および理事会に出席することができる。

第四章 役 員 お よ び 評議員

第8条 本会に次の役員および評議員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 25名以上30名以内（会長、副会長を含む）
- (4) 顧問 若干名
- (5) 相談役 若干名

- (6) 監事 3名以内
- (7) 許認員 90名以上150名以内

第9条 本会の役員および許認員は、次により選任する。

- (1) 会長は、理事の中から理事より成る会長選出委員会において推举し、理事会において選出し、許認員会の承認を得る。
- (2) 副会長は、理事の中から会長が推薦し、理事会の承認を得る。
- (3) 理事および監事は、正会員の中から理事会において選任し、許認員会の承認を得る。
- (4) 顧問は、会長が理事会の同意を得て委嘱する。
- (5) 許認員は、正会員の中から理事会において選任し、許認員会へ報告する。
- (6) 各支部から1名を許認員に推薦し理事会の承認を得る。

第10条 役員および許認員の職務を次のように定める。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が職務を遂行できない時にはその職務を代行する。
- (3) 理事は本会の重要事項を審議・執行する。
- (4) 顧問は会務について、会長または理事会の諮問に応じて助言を与える。
- (5) 監事は本会の財務および会計ならびに業務を監査し、その結果を許認員会に報告する。

第11条 役員および許認員の任期は3年とする。但し欠員を生じた場合の補欠者の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員および許認員は再任されることができる。
- 3 役員および許認員は任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

第五章 事務局 および 事務局員

第12条 本会に事務局をおき、会務を処理する。

- 2 事務局員は、会長が選任し、理事会に報告する。
- 3 事務局勤務規定は別に定める。

第六章 会議

第13条 本会の会議は、次の4種とする。

- (1) 総会
- (2) 許認員会
- (3) 理事会
- (4) 委員会

第14条 総会は、本会会員をもって構成する。

- 2 総会は、理事会または許認員会の要請に基づいて、会長が招集する。
- 3 総会議長の選出は、出席者の過半数の賛成をもって会長に一任し、会長はこれを選任する。
- 4 総会には、理事会または許認員会において必要と認めた事項を提出してその承認を得る。

- 第15条 許議員会は、役員および許議員をもって構成する。
- 2 許議員会は、役員および許議員の過半数以上の出席をもって成立する。但し、当該議事について予め書面をもって意思表示あるものは出席とみなす。
 - 3 定例許議員会は、年1回開催する。
 - 4 会長が必要と認めた場合、または許議員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあった時は、会長が臨時許議員会を招集する。
 - 5 議長は出席者の中から互選する。
 - 6 理事会は決議事項を許議員会に報告し、意見を聞く。
 - 7 議長は、出席者のうちから議事録署名人2人を指名する。
 - 8 議長は、許議員会終了後遅滞なく議事録を作成しなければならない。
 - 9 議事録は、議長および議事録署名人の署名押印後同窓会事務局に保管する。
- 第16条 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成し、監事が出席することができる。
- 2 理事会は、会長が必要と認めた場合、会長が招集しその議長となる。
 - 3 理事会は、次の事項を審議し決議する。
 - (1) 本会会則および運営細則の維持・改廃に関する事項
 - (2) 本会の事業に関する事項
 - (3) 収支予算および決算に関する事項
 - (4) その他の重要事項
 - 4 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。
但し、当該議事について予め書面をもって意思表示あるものは出席とみなす。
 - 5 理事会の議事は出席者の過半数をもって決する。但し、可否同数の場合は議長がこれを決する。
 - 6 議長は、理事会終了後遅滞なく議事録を作成しなければならない。
 - 7 議事録の承認は、直近の理事会において行う。
 - 8 議事録は、議長および議事録署名人の署名押印後同窓会事務局に保管する。
- 第17条 委員会は、同窓会活動の運営を円滑にするため、必要に応じて設置する。
- 2 委員は理事および許議員の中から選任し、理事会の承認を得る。

第七章 会計

- 第18条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第19条 本会の正会員は、入会時に所定の終身会費を納入する。
- 第20条 本会の経費は、終身会費、同窓会助成会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。
- 第21条 会計は担当理事が行い、監事がこれを監査する。
- 2 会計に関する事務処理は事務局が行う。

第八章 補 則

- 第22条 本会則の改廃は、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。
- 第23条 会員の中で、本会の体面を汚す行為のあった者は、理事会の決議によって除名することができる。
- 第24条 卒業年次毎の呼称を第1回卒業生をもって1星会とし、以下卒業年度毎に順を追い、小学校は小学校〇星会、義務学校は義務〇星会、旧制中学および男子中学校・高等学校は男子部〇星会、工業科は工業科〇星会、女子部中学校・高等学校は女子部〇星会、共学以降は共学部〇星会とする。
- 第25条 本会の運営に必要な細則は、理事会において審議し、決定する。
- 第26条 本会則は、昭和45年10月3日をもってこれを施行する。

(昭和53年4月1日 一部改正)

(昭和57年4月1日 一部改正)

(平成6年10月16日 一部改正)

(平成8年6月29日 一部改正)

(平成20年6月8日 一部改正)

(平成22年6月5日 一部改正)

(平成23年6月4日 一部改正)

(平成27年6月6日 一部改正)

(平成30年6月2日 一部改正)

(令和元年6月1日 一部改正)

(令和3年6月12日 一部改正)